

資料4

令和4年宮崎県蚊媒介感染症対策会議について

蚊媒介感染症の対策を促進することを目的として、「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」（平成27年厚生労働省告示第260号）に基づき、宮崎県蚊媒介感染症対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置しており、平成27年度以降、宮崎県蚊媒介感染症対策会議を開催し、本県の蚊媒介感染症対策の検討等について御協議いただいている。

本対策会議は、「宮崎県蚊媒介感染症対策会議設置要綱」（平成27年11月2日健康増進課感染症対策室定め）第6条第2項において、原則として年1回開催することとなっておりが、今年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策の影響により書面開催とし、現在意見集約中である。（詳細は、別添会議資料参照）

日程（書面開催）：令和5年2月2日

委員：峰松俊夫、川崎益央、岡林環樹、浜砂澄子、園田千草、丸田啓司、甲斐国雄、
上谷かおり各委員

会議次第（資料別添）

1. 蚊媒介感染症の概要について
2. 令和4年度蚊媒介感染症対策の実績について
3. 令和5年度蚊媒介感染症対策案について

なお、現在、意見集約中である。

1 蚊媒介感染症の概要について

1 蚊媒介感染症とは

蚊媒介感染症とは、ウイルスや原虫などの病原体を保有する蚊に刺されることにより感染する感染症の総称。主な蚊媒介感染症にはウイルス疾患のウエストナイル熱、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、日本脳炎、黄熱、原虫疾患であるマラリア等があり、これらの感染症は主として熱帯・亜熱帯地域で広く流行している。

蚊媒介感染症の一部は、感染症法（*）上、全数把握対象疾患のうち四類感染症の対象とされており、診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出ることになっている。

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

表1 四類感染症の対象疾患となっている主な蚊媒介感染症

疾患名	媒介蚊(感染経路)	発生地域	潜伏期間	主な症状
ウエストナイル熱	アカイエカ、チカイエカ、ヒトスジシマカなど (トリ→カ→ヒト)	アフリカ、ヨーロッパ、中東、中央アジア 西アジア、米国など	2～6日	発熱、頭痛、背部痛、筋肉痛、筋力低下、食欲不振、発疹
ジカウイルス感染症	ネッタイシマカ、ヒトスジシマカ (ヒト→カ→ヒト)	中南米、カリブ地域、アジア太平洋地域	2～12日	発疹、掻痒感、疲労感、頭痛、関節痛、結膜炎等 (ジカウイルス病)
チクングニア熱	ネッタイシマカ、ヒトスジシマカなど (ヒト→カ→ヒト)	アフリカ、南アジア、東南アジア、	3～12日	急性の発熱と関節痛、発疹
デング熱	ネッタイシマカ、ヒトスジシマカ (ヒト→カ→ヒト)	東南アジア、南アジア 中南米、カリブ海諸国	2～15日	発熱で始まり、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛
日本脳炎	コガタアカイエカ (ブタ→カ→ヒト)	日本、中国、東南アジア、南アジア	6～16日	発熱、頭痛、嘔気、嘔吐、めまい、意識障害
黄熱	ネッタイシマカ (ヒト→カ→ヒト)、(サル→カ→ヒト)	アフリカ、アメリカ	3～6日	発熱、頭痛、悪寒、筋肉痛、背部痛、悪心・嘔吐
マラリア	ハマダラカ (ヒト→カ→ヒト)	東南アジア、アフリカ、中南米	7～40日	発熱、悪寒、倦怠感、頭痛、筋肉痛、関節痛

2 治療

マラリアについては、抗マラリア薬を投与する。

ウエストナイル熱、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、日本脳炎、黄熱は対症療法が中心となる。

3 予防

日本脳炎は不活化ワクチンによる予防接種、マラリアは医師の処方による予防内服が有効であるが、ウエストナイル熱、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱はワクチンや予防薬がない。

黄熱については、生ワクチン（黄熱ワクチン）によるワクチン接種で予防することができる。

どの疾患も肌の露出を少なくし、防虫剤を適宜使用するなど、蚊に刺されないように注意することが重要となる。

4 令和4年の発生状況

令和4年の蚊媒介感染症の発生件数は表2のとおり。

宮崎県での発生は確認されなかった。

表2 令和4年の蚊媒介感染症の発生件数（感染症発生動向調査システムより）

	全 国	宮 崎 県
ウエストナイル熱	0	0
ジカウイルス感染症	0	0
チクングニア熱	6	0
デ ン グ 熱	99	0
日 本 脳 炎	5	0
黄 熱	0	0
マ ラ リ ア	31	0

【参考】本県における過去5年間のデング熱発生件数

平成29年0件、平成30年1件、令和元年3件、令和2年0件、令和3年0件

2 令和4年度蚊媒介感染症対策の実績について

1 定点モニタリング

宮崎県では、宮崎県蚊媒介感染症対策行動計画に基づき、定点の媒介蚊の発生状況の継続的な観測（以下「定点モニタリング」という。）を実施するため、その地点での媒介蚊の数、種類、性別及び当該蚊のウイルス（デングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルス）保有状況を調査することとしている。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、定点モニタリングを行わなかった。

また、例年、保健所職員に対して蚊の採取及び採集した蚊の搬送方法等に関する研修を行っているが、当該研修も中止した。

2 県民への啓発

ダニ媒介感染症対策と併せて啓発資材（ポスター、リーフレット）を作成し、県内医療機関、各保健所に配布予定。（3月中の配付を予定）



3 令和5年度蚊媒介感染症対策案について

1 定点モニタリング

本県では、厚生労働省が平成27年4月に策定した「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、平成28年4月に「宮崎県蚊媒介感染症対策行動計画」（以下「計画」という。）を策定した。

当該計画に基づき蚊の生息状況、海外からの訪問者数等を勘案し、協議の上モニタリング調査地点を決定し、調査を実施するが、実施するにあたっては、「宮崎県蚊のモニタリング調査実施要領」（平成28年5月9日福祉保健部定め。平成30年5月22日最終改正。）に基づき実施することとしている。

県は、この調査結果に基づき、媒介蚊の駆除や県民に対する注意喚起を実施する。

(1) 目的

蚊の生息状況及びデングウイルス等の保有状況を調査することで、県内での蚊媒介感染症の発生及びまん延の防止に役立てることを目的とする。

(2) 頻度

令和5年6月から9月までの4か月間、毎月1回を目途に計4回実施。

実施する時間帯は、午後4時から午後5時の間に実施。

(3) 調査方法

実施地点ごとに2名×2か所の計4か所でヒト囷法により採取する。

(4) 検査項目

蚊の数、種類、性別、

ウイルス（デングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルス）保有状況

(5) モニタリング地点

以下の3地点で実施。

① 早水公園 ② 高千穂神社 ③ 宮崎市中央公園

(6) その他

令和5年5月に保健所職員に対する知識・技術研修を実施。

2 県民への啓発

リーフレット・啓発資材等を作成し、保健所を通して地域住民へ配布するほか、様々な機会において蚊の駆除方法、防除方法の啓発を行う。

3 宮崎県蚊媒介感染症対策会議

次年度以降、本県においても海外からの来県者が増加し、蚊媒介感染症発生のリスクの高まりが予想されるため、本対策会議において対策の検討等を行う。

宮崎県蚊媒介感染症対策会議設置要綱

平成27年11月2日
健康増進課感染症対策室

(設置)

第1条 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成27年厚生労働省告示第260号）第8の2の規定により、本県の蚊媒介感染症の対策を推進するため、宮崎県蚊媒介感染症対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 蚊媒介感染症の対策の検討
- (2) 実施した対策の有効性等に関する評価
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 対策会議は、保健医療関係団体の職員、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから10名以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 対策会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は対策会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 対策会議は、福祉保健部長が招集する。

- 2 対策会議は原則として年1回開催し、委員長がその議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を対策会議の場に出席させることができる。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、福祉保健部感染症対策課にて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。